平成２４年（フ）第９３３号
大阪府豊中市野田町17番１―609号
債務者　早川　理恵（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６６号
大阪市中央区南船場１丁目10番16―1002号
債務者　岩口さなえ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２６号
大阪市淀川区田川２丁目２番２号
債務者　風見　眞美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７０号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―1110号
債務者　秦　　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７３号
大阪市旭区今市２丁目７番25号　藤光園206号
債務者　成尾　照美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９２号
大阪市大正区小林東３丁目23番33号　光緑荘105号
債務者　伊藤　政明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０７号
大阪府吹田市山田西２丁目３番３―801号
債務者　安部　政喜
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１０号
大阪市都島区都島北通２丁目１番26号　グランピア都島北通502号
債務者　谷川　克已
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１１号
大阪市都島区都島北通２丁目１番26号　グランピア都島北通502号
債務者　谷川　育子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２４号
大阪市都島区友渕町１丁目３番34―508号
債務者　中　　通子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６７号
大阪市淀川区西中島７丁目２番13―904号
債務者　桝本みつ子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７９号
大阪府茨木市大池２丁目21番４号
債務者　山科マサ子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０５号
大阪市東淀川区上新庄３丁目４番17号　延山マンション201号、前住所大阪市東淀川区東中島５丁目25番３―401号
債務者　大柿　善宏
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０６号
大阪市鶴見区今津中１丁目７番３号　203
債務者　松本　直子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０９号
大阪市平野区加美鞍作２丁目11番９号　マリス平野301号
債務者　髙木ミドリ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１６号
大阪市東成区大今里南３丁目13番18号　ライラックヴィラ大今里104号
債務者　加治　規子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２１号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目16番８―401号
債務者　山中　敏江
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９号
盛岡市松園２丁目30番６号
債務者　山内　　純
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部